

令和2年4月28日

三重県内の高等教育機関で学ぶ学生の皆様へ

三重県

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にかかる三重県からのお願い

4月16日に政府から全国に「緊急事態宣言」が発出され、20日に“新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」”を実施してから一週間余りが経過しました。

県内の高等教育機関で学ぶ学生の皆様におきましても、感染防止対策の徹底等にご協力いただき、心から感謝申し上げます。皆様のご協力のおかげで、本県の21日から27日の一週間の新型コロナウイルスの新規感染者数は6名にとどまっています。

しかし、県内における新型コロナウイルスを取り巻く環境は依然として予断を許さない状況が続いていることから、これまでの皆様のご努力が水泡に帰さないよう、緊急事態措置期間の5月6日まで気を緩めることなく、「オール三重」で徹底的に感染防止対策に取り組み続ける必要があります。

明日29日から、大型連休を迎えますが、新型コロナウイルスの感染拡大をここで確実に阻止するために、皆様におかれましては、ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、引き続き、日常生活を見直す方針である“10のポイント”にもご留意いただき、緊急事態措置による感染防止対策の徹底等にご協力いただきますよう改めてお願い申し上げます。

記

1. 県境を越えた移動の自粛
2. 不要不急の外出の自粛
3. 生活維持に必要な外出時の人との距離の確保等

※ “10のポイント”については、こちらをご覧ください。

https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000067_00017.htm